

自立支援医療の経過的特例について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

自立支援医療制度の概要

根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実施主体 : 【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

負担割合 : 【更生医療・育成医療】国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4 【精神通院医療】国1/2, 都道府県・指定都市1/2

支給決定件数 : 【更生医療】286,634件 【育成医療】16,440件 【精神通院医療】2,367,381件 ※令和3年度

対象者

更生医療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育成医療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由 … 関節拘縮 → 人工関節置換術

視覚障害 … 白内障 → 水晶体摘出術

聴覚障害 … 高度難聴 → 人工内耳埋込術

内臓障害 … 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析 肝臓機能障害 → 肝移植

<先天性内臓障害> 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療)

精神科専門療法
訪問看護

自立支援医療の患者負担の基本的な枠組み

- ① 患者の負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担上限額を設定。(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)
- ② 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。

【自己負担上限月額】

所得区分(医療保険の世帯単位)		更生医療・ 精神通院医療	育成医療	重度かつ継続
一定所得以上	市町村民税所得割 235,000円以上(年収約833万円以上)	対象外	対象外	20,000円
中間所得2	市町村民税所得割 33,000円以上235,000円未満(年収:約400~833万円未満)	総医療費の1割 又は高額療養費 (医療保険)の 自己負担限度額	10,000円	10,000円
中間所得1	市町村民税所得割 33,000円未満(年収約290~400万円未満)		5,000円	5,000円
低所得2	市町村民税非課税(低所得1を除く)	5,000円		
低所得1	市町村民税非課税(本人又は障害児の保護者の年収80万円以下)	2,500円		
生活保護	生活保護世帯	0円		

* 年収については、夫婦+障害者である子の3人世帯の粗い試算

【月額医療費の負担イメージ】 * 医療保険加入者(生活保護世帯を除く)

医療保険(7割)	自立支援医療費 (月額医療費-医療保険-患者負担)	患者負担 (1割又は負担上限額)
----------	------------------------------	---------------------

「重度かつ継続」の範囲

- 疾病、症状等から対象となる者
 - [更生・育成] 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者
 - [精神通院] ① 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者
 - ② 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - [更生・育成・精神通院] 医療保険の多数回該当の者

負担上限月額の経過的特例措置 ※上記の赤枠部分

育成医療の中間所得1・2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、令和6年3月31日までの経過的特例措置

自立支援医療の経過的特例措置の取扱いについて①

現状

- 自立支援医療の自己負担額については、原則1割負担としつつ、低所得者や「重度かつ継続」の対象者に対しては所得に応じた負担上限額を設定。※一定所得以上は自立支援医療の対象外。
- 上記によってもなお、大幅な負担増となる
 - ・育成医療の中間所得層の方
 - ・「重度かつ継続」の一定所得以上の方については、激変緩和の観点から、平成18年から経過的特例措置が設けられた。
- 以下の経緯をたどり、現在の経過的特例措置の期限は、令和6年3月31日までとなっている。

H18. 4～ 負担上限額の経過的特例措置を設定

- 育成医療の中間所得層【中間所得2：高額療養費の自己負担限度額まで →40,200円、中間所得1：高額療養費の自己負担限度額まで →10,000円】
受給者のうち、中間所得層の割合が8割を超えていることや、他の世帯に比べて蓄えが少ない若年世帯が多いことを考慮して設定。
- 「重度かつ継続」の一定所得以上【制度対象外→20,000円】
継続的に相当額の医療費負担が発生し、一定所得以上であっても家計に与える影響が大きいことを考慮して設定。

H21. 4～ 負担上限額の経過的特例措置の見直し

- 育成医療の中間所得層【中間所得2：40,200円 → 10,000円、中間所得1：10,000円 → 5,000円】
社会保障審議会障害者部会報告書(平成20年12月16日)において、育成医療は中間所得層の割合が大きく、そのほとんどが「重度かつ継続」の対象となっていないことから、更なる負担軽減を検討すべきとの指摘を踏まえ、負担上限額を見直し。

➤ H24. 4～ 経過的特例措置を4回延長

区分	原則	経過的特例措置
一定所得以上	対象外	20,000円 ※「重度かつ継続」に限る
育成医療の中間所得2	総医療費の1割又は 高額療養費(医療保険)の自己負担限度額	40,200円(H18.4～)→10,000円(H21.4～)
育成医療の中間所得1		10,000円(H18.4～)→5,000円(H21.4～)

自立支援医療の経過的特例措置の取扱いについて②

対応案

以下の現状を踏まえ、自立支援医療の経過的特例措置については、令和9年3月末まで延長することとしてはどうか。

育成医療の現状

【令和3年度福祉行政報告例より】

- 育成医療の受給者のうち、中間所得層の割合は83.5%と依然8割を超えている。(H18' 84.6%)
- 育成医療(入院)の1人当たり月額総医療費(平均)は、平成18年度と比較して50万円程度増額となっている。
(入院:H18' 932,376円 → R3' 1,426,942円)

【他制度との比較】

- 小児慢性特定疾病の医療費助成制度では、自立支援医療の経過的特例措置と同額の自己負担上限月額を本則で規定している。

「重度かつ継続」の現状

【令和3年度福祉行政報告例より】

- 「重度かつ継続」の一定所得以上の支給決定件数は118,952件で平成18年度と比較して増加している。(H18' 78,813件)
 - ※ R3' 精神通院医療は108,523件、更生医療は10,384件、育成医療は45件
H18' 精神通院医療は72,237件、更生医療は6,467件、育成医療は109件
- 精神通院医療の1人当たり月額総医療費(平均)は、平成20年度(※)と比較して若干の増額となっている。
(H20' 32,310円 → R3' 33,381円)
 - ※ 平成20年度から福祉行政報告例において精神通院医療費の集計を開始。

【他制度との比較】

- 難病の医療費助成制度では、更生医療、精神通院医療の経過的特例措置と同額の自己負担上限月額を本則で規定している。

【その他】

- 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月閣議決定)において、精神障害者の地域包括ケアシステムの構築が掲げられており、令和4年6月の社会保障審議会障害者部会の報告書において、当該システムの構築のため、精神保健医療福祉上のニーズを有する方が地域で希望する生活を実現し、継続することができるよう、国においては、保健、医療等の基盤の充実を図っていくことが求められている。

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～(令和4年6月13日)(抜粋)

4. 精神障害者等に対する支援について

4-1 基本的な考え方

(「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築)

○(略)精神保健医療福祉上のニーズを有する方が地域で希望する生活を実現し、継続することができるよう、国においては、保健、医療、障害福祉・介護、居住、就労など、経済的な基盤の確保にも資する包括的な支援を進めることはもとより、そうした基盤の充実を図っていくことが求められる。

(参考) 自立支援医療と他の医療費助成制度との比較

○自立支援医療(育成医療)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合:1割	
			外来+入院	
			一般	重度かつ継続
生活保護	—		0	0
低所得 I	市町村民税 非課税 (世帯)	保護者の年収 ~80万円	2,500	2,500
低所得 II		保護者の年収 80万円超~	5,000	5,000
中間所得 I	市町村民税 3.3万円未満		5,000	5,000
中間所得 II	市町村民税 3.3万円以上23.5万円未満		10,000	10,000
一定所得	市町村民税23.5万円以上		対象外	20,000
入院時の食費			全額自己負担	

○小児慢性特定疾病

階層区分	階層区分の基準 (() 内の数字は、夫婦2人子1人世帯の場合における年収の目安)		患者負担割合:2割		
			外来+入院		
			一般	重症(※)	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得 I	市町村民税 非課税 (世帯)	保護者の年収 ~80万円	1,250	1,250	500
低所得 II		保護者の年収 80万円超~	2,500	2,500	
一般所得 I	市町村民税課税以上 7.1万円未満 (約200万円~約430万円)		5,000	2,500	
一般所得 II	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約430万円~約850万円)		10,000	5,000	
上位所得	市町村民税25.1万円以上 (約850万円~)		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2自己負担		

※ 重症: ① 高額な医療が長期的に継続する者(医療費総額が5万円/月(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超える月が年間6回以上ある場合)、
② 現行の重症患者基準に適合する者、のいずれかに該当。

○自立支援医療(更生医療、精神通院医療)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合:1割	
			外来+入院	
			一般	重度かつ継続
生活保護	—		0	0
低所得 I	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収(※) ~80万円	2,500	2,500
低所得 II		本人年収(※) 80万円超~	5,000	5,000
中間所得 I	市町村民税 3.3万円未満		総医療費の1割又は高額療養費(医療保険)の自己負担限度額	5,000
中間所得 II	市町村民税 3.3万円以上23.5万円未満			10,000
一定所得	市町村民税23.5万円以上		対象外	20,000
入院時の食費			全額自己負担	

※ 障害児にあっては、保護者

○難病

階層区分	階層区分の基準 (() 内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安)		患者負担割合:2割		
			外来+入院		
			一般	高額かつ長期(※)	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得 I	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ~80万円	2,500	2,500	1,000
低所得 II		本人年収 80万円超~	5,000	5,000	
一般所得 I	市町村民税課税以上 7.1万円未満 (約160万円~約370万円)		10,000	5,000	
一般所得 II	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円~約810万円)		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税25.1万円以上 (約810万円~)		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

※ 「高額かつ長期」: 月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)。

(参考) 自立支援医療の所得区分別の支給決定件数

平成18年度 (福祉行政報告例)

区分	支給決定件数								
	総数	生活保護	低所得1	低所得2	中間所得1	中間所得2	重度かつ継続 (中間所得1)	重度かつ継続 (中間所得2)	重度かつ継続 (一定所得以上)
総数	1,462,808	204,936	319,459	155,488	113,288	35,000	245,706	310,118	78,813
育成医療	54,758	408	3,615	3,409	11,270	35,000	325	622	109
更生医療	176,548	8,317	29,248	39,291	30,582		32,552	30,091	6,467
精神通院医療	1,231,502	196,211	286,596	112,788	71,436		212,829	279,405	※2 72,237

区分	支給決定割合								
	総数	生活保護	低所得1	低所得2	中間所得1	中間所得2	重度かつ継続 (中間所得1)	重度かつ継続 (中間所得2)	重度かつ継続 (一定所得以上)
総数	100.0%	14.0%	21.8%	10.6%	7.7%	2.5%	16.8%	21.2%	5.4%
育成医療	100.0%	0.7%	6.6%	6.2%	※1 20.6%	64.0%	0.6%	1.1%	0.2%
更生医療	100.0%	4.7%	16.6%	22.3%	17.3%		18.4%	17.0%	3.7%
精神通院医療	100.0%	15.9%	23.3%	9.2%	5.8%		17.3%	22.7%	5.9%

※1 育成医療の中間所得層の支給決定割合 84.6% (20.6% + 64.0%)
 ※2 重度かつ継続(一定所得以上)のうち精神通院医療の割合 91.7% (72,237件 / 78,813件)

令和3年度 (福祉行政報告例)

区分	支給決定件数								
	総数	生活保護	低所得1	低所得2	中間所得1	中間所得2	重度かつ継続 (中間所得1)	重度かつ継続 (中間所得2)	重度かつ継続 (一定所得以上)
総数	2,670,455	469,905	572,955	366,477	38,228	10,809	400,624	692,505	118,952
育成医療	16,440	195	878	739	2,922	10,809	200	652	45
更生医療	286,634	46,226	42,637	77,944	13,130		43,982	52,331	10,384
精神通院医療	2,367,381	423,484	529,440	287,794	22,176		356,442	639,522	※2 108,523

区分	支給決定割合								
	総数	生活保護	低所得1	低所得2	中間所得1	中間所得2	重度かつ継続 (中間所得1)	重度かつ継続 (中間所得2)	重度かつ継続 (一定所得以上)
総数	100.0%	17.6%	21.5%	13.7%	1.4%	0.5%	15.0%	25.9%	4.5%
育成医療	100.0%	1.2%	5.3%	4.5%	※1 17.8%	65.7%	1.2%	4.0%	0.3%
更生医療	100.0%	16.1%	14.9%	27.2%	4.6%		15.3%	18.3%	3.6%
精神通院医療	100.0%	17.9%	22.4%	12.2%	0.9%		15.1%	27.0%	4.6%

※1 育成医療の中間所得層の支給決定割合 83.5% (17.8% + 65.7%)
 ※2 重度かつ継続(一定所得以上)のうち精神通院医療の割合 91.2% (108,523件 / 118,952件)